

# Happy Premium Club会員規約

Happy Premium Club会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、Happyリースサービス株式会社（以下、「当社」といいます。）が、第2条に定める会員に提供する生活総合サービス（以下、「本サービス」といいます。）の健全な運営を図るために定めるものとします。

## 【第1章 総則】

### 第1条（適用関係）

1. 本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下、「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
3. 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

### 第2条（定義）

1. 「会員」とは、本規約に同意の上、当社所定の加入手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が居住する当社管理物件（事業用途に供する場合を除きます。）をいいます。「利用者」とは個人である会員、及びそれらの同居人を合わせたものをいいます。
3. 「本サービス」とは、以下のサービスをいいます。
  - ① 第2章に定めるサポートサービス及びガラス交換費補助サービス
  - ② 第3章に定めるHappy Club Off

### 第3条（本サービスの利用）

1. 利用者は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に本規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

### 第4条（パレットID）

1. 利用者は、1名につき1つのパレットIDを保有します。
2. 本サービスは、専用アプリまたは専用Webサイト（以下、「Happy Premium Club アプリ」といいます。）を通して利用するものとします。

### 第5条（会費）

1. 本サービスの会費は当社が別途定める金額（税込）とします。
2. 本サービスの会費は当社が定める方法で支払うものとします。
3. 本サービスの会費は日割料金の適用はされません。  
なお、サービスの契約時と解約時における支払対象は以下のとおりです。

	支払対象日	
	1日～15日	16日～末日
契約時	支払対象	支払対象外
解約時	支払対象外	支払対象

### 第6条（有効期間）

本サービスの有効期限は、サービス対象物件について会員が締結した賃貸借契約の契約期間同一とします。但し、本サービスはサービス対象物件の賃貸借契約が終了する場合には、賃貸借契約の終了をもって本サービスの利用を終了することとします。  
また、当社の管理が終了した場合も当社管理終了日をもって本サービスの利用を終了することとします。

### 第7条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに申し出を行うものとします。
2. 登録情報の変更は、会員の申し出により行うものとします。
3. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者又不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

### 第8条（退会・会員資格の取消し）

会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。尚、会員が禁止行為を中止しよう当社から通知があったにも関わらず、禁止行為を続ける場合には、会員に対し、当社の判断で退会措置を行います。

- ① 加入申込時に虚偽の申告をした場合
- ② 本規約又は諸規定の定めに違反した場合
- ③ 不要な問い合わせや悪質なたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- ④ 暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会勢力）に属する、又は、密接な関係を有する場合
- ⑤ 本サービスを営利目的で利用する場合、または本サービスを通じて営利を得る事を目的とした場合
- ⑥ その他、当社又は第9条第3項に定める運営会社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

### 第9条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - ① 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
  - ② 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
  - ③ 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
  - ④ 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
  - ⑤ 関連サービスや商品の情報を提供するため
3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者（以下、「運営会社」といいます。）に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で運営会社に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
  - ① 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
  - ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
  - ③ 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
  - ④ 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

### 第10条（規約の追加変更）

当社は会員の承諾または、事前の通知なく、本規約を変更できるものとし、本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、適宜告知するものとします。

### 第11条（免責）

当社及び運営会社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

### 第12条（譲渡禁止等）

利用者は、利用者の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第13条（合意管轄）

利用者と当社間において、本規約について紛争が生じた場合、利用者の所在地の如何にかかわらずサービス対象物件の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第15条（その他）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、利用者と当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

## 【第2章 サポートサービス及びガラス交換費補助サービス】

### 第16条（内容）

1. 利用者はサービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーコールを利用して、24時間毎日、トラブル解決を図るための情報提供又は作業員1名による特殊工具を必要とし最大30分程度の応急処置サービス（以下、「サポートサービス」といいます）とガラス交換費補助サービスを受けることができます。

#### 【サポートサービス】

- ① 水廻りのトラブル
- ② 玄関鍵の紛失・故障・不具合時の開錠作業（特殊構造の鍵に関しては開錠出来ない場合があります。）
- ③ 窓ガラスのトラブル
- ④ ガス機器のトラブル
- ⑤ 電気設備のトラブル（家電製品は対象外とします。）
- ⑥ 室内建具の調整  
但し、ガス機器のトラブル、電気設備のトラブル、室内建具調整の現場対応時間は午前9時から午後5時迄とします。  
また、ガス機器のトラブル、電気設備のトラブル、室内建具の調整は、各年1回（毎年1月1日から12月31日迄の期間内）まで基本出張費無料となり、回数制限を超過した場合は、8,800円（税込）/回とします。
2. 前項の作業員訪問時には、利用者の立会が必要となります。
3. 玄関鍵の開錠は身分証明書提示を要します。また、オートロックの開錠対応およびエレベーターの着床制限を含む運転対応はサービス対象外となります。（玄関前まで作業員を誘導出来ることが利用条件となります。）
4. 利用者は、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤することに時間を要する場合がありますこと、また山間部等の市街地外については翌日以降の訪問となる場合があることを予め承諾することとします。
5. 利用者は、サポートサービス等利用時に騒音・作業音等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、作業前に当社へ連絡し騒音に関する周辺住民への説明などの対応を行うものとします。
6. 利用者の過失（熱割れや経年劣化による破損は除く）による窓ガラス破損時、年1回までを利用制限とし最大30,000円（税込）まで窓ガラス交換費用を負担いたします。30,000円（税込）を超過した作業費は利用者が負担するものとします。尚、利用者ご自身で業者手配・ガラス交換作業した場合の費用は負担出来かねますので予めご了承ください。

### 第17条（利用料金）

1. 利用者は、当社及び運営会社が定める内容に従い、サポートサービスを無料で受けることができます。  
但し、30分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,650円（税込））については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。
2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3. サポートサービスではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
4. 当社は本条の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

### 第18条（除外事項）

1. 次の場合はサポートサービスの対象外とします。
  - ① サービス対象物件が属する物件の共有スペースにおけるトラブル
  - ② 午後9時以降午前9時までの時間帯における開錠作業
  - ③ 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
  - ④ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
  - ⑤ 原状回復に関するトラブル
  - ⑥ 地震等の天災、暴動等の非常事態におけるトラブル
  - ⑦ その他当社が不適切と判断した場合
- ⑧ 午後9時から翌日午前9時までの時間帯において、器物の破壊作業等で当社または運営会社が周辺住民に迷惑を掛けると判断する作業
- ⑨ その他当社または運営会社が不適切であると判断する作業

## 【第3章 Happy Club Off】

### 第19条（内容）

会員は、専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用できるサービス（以下「Happy Club Off」といいます。）を受けることが出来ます。

### 第20条（会員優待サービスの利用）

Happy Club Off は、会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、Happy Club Off 専用ホームページに記載された「Club Off Alliance会員規約」をよく読み、同意した上で利用するものとします。  
会員は、本サービスのご利用方法に従い、Happy Premium Clubへログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。但し、Happy Club Offのご利用は法人を除き個人の会員に限ります。

### 第21条（変更・休止等）

Happy Club Off は、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの内容を一部変更する事又は休止、終了することがあります。